

平成27年6月

| 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  | 随意契約を締結した日       | 随意契約の相手方の住所   | 随意契約の相手方の氏名                                       | 随意契約に係る契約金額(円)   | 随意契約によることとした理由  |
|--|------------------|---|---|------------------|---|
| <p>「FIVE DISCIPLINES OF INNOVATION WORKSHOP AGREEMENT」<br/>(SRIイノベーション五大原則ワークショップ契約)</p> | <p>平成27年6月1日</p> | <p>米国カリフォルニア州<br/>94025Menlo<br/>Park,Ravenswood Avenue<br/>333</p> | <p>SRIインターナショナル 副商務部<br/>顧問弁護士 Natalie Nguyen</p> | <p>9,764,800</p> | <p>本学では、「構想力」と「実践力」を備えた国際的イノベーションリーダー人材育成を目指している。そのためには、イノベーション実務研修を導入することが必須である。SRI Internationalは、平成21年度より本学のイノベーション策定にアドバイザーとして加わっており、本事業についての理解度が高い。加えて、本学とSRIは相互連携力を高め、日本におけるイノベーションと価値創造の試みを強化するため連携協定を締結している。そのため、SRIによるイノベーション教育実績、本学との連携関係を鑑み、SRIを本業務の契約先として選定することが不可欠である。<br/>以上の理由により、SRI Internationalと随意契約を締結した。</p> |